

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成18年6月19日
【事業年度】 第6期（自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日）
【会社名】 オックスホールディングス株式会社
（旧会社名 オックス情報株式会社）
【英訳名】 OX Holdings Co.,Ltd.
（旧英訳名 OX Information Co.,Ltd.）
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 落合 伸治
【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋小網町13番7号
【電話番号】 03（5847）7222
【事務連絡者氏名】 専務取締役 中山 浩也
【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小網町13番7号
【電話番号】 03（5847）7222
【事務連絡者氏名】 専務取締役 中山 浩也
【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

（注）平成17年12月20日開催の第6期定時株主総会の決議により、平成18年2月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成17年12月22日に提出いたしました第6期（自平成16年10月1日 至平成17年9月30日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するための有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(2) 新株予約権等の状況

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

注記事項

(リース取引関係)

(デリバティブ取引関係)

(セグメント情報)

所在地別セグメント情報

(1株当たり情報)

2 財務諸表等

(1) 財務諸表

重要な会計方針

注記事項

(リース取引関係)

(1株当たり情報)

当期財務諸表に対する監査報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

(訂正前)

(前 略)

商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権は次のとおりであります。

(中 略)

平成15年12月18日定時株主総会において特別決議された新株予約権(平成16年4月16日発行)

	事業年度末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	530	530

(後 略)

(後 略)

(訂正後)

(前 略)

商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権は次のとおりであります。

(中 略)

平成15年12月18日定時株主総会において特別決議された新株予約権(平成16年4月16日発行)

	事業年度末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,590	1,590

(後 略)

(後 略)

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項
(訂正前)

	前連結会計年度 (自 平成15年10月1日 至 平成16年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)								
	(前略)									
4. 会計処理基準に関する事項										
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券 時価法(売却原価は移動平均法により算定) なお、信用取引の有価証券については、売買目的有価証券に準じ、時価法(売却原価は個別法により算定)</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ 時価法</p> <p>(3) たな卸資産 商品 総平均法による原価法 製品 総平均法による原価法 仕掛品 個別法による原価法 貯蔵品 最終仕入原価法</p>	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 商品 同左 製品 同左 仕掛品 同左 貯蔵品 同左</p>								
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>3～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4～8年</td> </tr> </table>	建物	3～50年	その他	4～8年	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 <u>但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。</u> なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>3～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4～8年</td> </tr> </table>	建物	3～50年	その他	4～8年
建物	3～50年									
その他	4～8年									
建物	3～50年									
その他	4～8年									

	前連結会計年度 (自 平成15年10月1日 至 平成16年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)
	(2) 無形固定資産 市場販売目的のソフトウェア 見込販売量に基づく償却額と3年 を限度とする残存有効期間に基づく 均等配分額とを比較し、いずれか大 きい額を償却する方法によっており ます。 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっておりま す。 (後略)	(2) 無形固定資産 市場販売目的のソフトウェア 同左 自社利用のソフトウェア 同左

(訂正後)

	前連結会計年度 (自 平成15年10月1日 至 平成16年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)
	(前略)	
4. 会計処理基準に関する事 項 (1) 重要な資産の評価基準 及び評価方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 時価法(売却原価は移動平均法に より算定) なお、信用取引の有価証券につい ては、売買目的有価証券に準じ、時 価法(売却原価は個別法により算 定) その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づ く時価法(評価差額は全部資本直 入法により処理し、売却原価は移 動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法 (3) たな卸資産 商品 総平均法による原価法 製品 総平均法による原価法 仕掛品 個別法による原価法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 (2) デリバティブ 同左 (3) たな卸資産 商品 同左 製品 同左 仕掛品 同左

	前連結会計年度 (自 平成15年10月1日 至 平成16年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)								
(2) 重要な減価償却資産の 減価償却の方法	<p>貯蔵品 最終仕入原価法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>3 ~ 50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4 ~ 8年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>市場販売目的のソフトウェア 見込販売量に基づく償却額と3年を限度とする残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法によっております。</p> <p>自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(後略)</p>	建物	3 ~ 50年	その他	4 ~ 8年	<p>貯蔵品 同左</p> <p>(1) 有形固定資産 当社及び国内連結子会社においては定率法、在外連結子会社においては定額法によっております。 また、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>3 ~ 50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4 ~ 8年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 商標権 10年の定額法によっております。 市場販売目的のソフトウェア 同左</p> <p>自社利用のソフトウェア 同左</p>	建物	3 ~ 50年	その他	4 ~ 8年
建物	3 ~ 50年									
その他	4 ~ 8年									
建物	3 ~ 50年									
その他	4 ~ 8年									

注記事項

(リース取引関係)

(訂正前)

前連結会計年度 (自 平成15年10月1日 至 平成16年9月30日)				当連結会計年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額及び期末残高相当額				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額及び期末残高相当額			
	取得価額相 当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高相 当額 (千円)		取得価額相 当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高相 当額 (千円)
有形固定資産 「その他」	112,170	50,598	61,571	有形固定資産 「その他」	<u>129,067</u>	<u>59,328</u>	<u>69,739</u>
合計	112,170	50,598	61,571	合計	129,067	59,328	69,739
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
1年内			20,493千円	1年内			<u>25,652千円</u>
1年超			42,100千円	1年超			<u>46,966千円</u>
合計			62,593千円	合計			<u>72,619千円</u>
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相 当額				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相 当額			
支払リース料			11,992千円	支払リース料			15,672千円
減価償却費相当額			11,614千円	減価償却費相当額			15,467千円
支払利息相当額			611千円	支払利息相当額			618千円
(後略)				(後略)			

(訂正後)

前連結会計年度 (自 平成15年10月1日 至 平成16年9月30日)				当連結会計年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
有形固定資産 「その他」	112,170	50,598	61,571	有形固定資産 「その他」	71,258	39,440	31,818
合計	112,170	50,598	61,571	ソフトウェア	57,809	19,888	37,921
				合計	129,067	59,328	69,739
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
1年内			20,493千円	1年内			25,109千円
1年超			42,100千円	1年超			46,055千円
合計			62,593千円	合計			71,165千円
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料			11,992千円	支払リース料			15,672千円
減価償却費相当額			11,614千円	減価償却費相当額			15,467千円
支払利息相当額			611千円	支払利息相当額			618千円
(後略)				(後略)			

(デリバティブ取引関係)

2. 取引の時価等に関する事項

当連結会計年度(自平成16年10月1日 至平成17年9月30日)

金利関係

(訂正前)

区分	種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 受取固定・支払変動	50,000	50,000	48,604	1,396
	合計	50,000	50,000	48,604	1,396

(注) <略>

(訂正後)

区分	種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 受取固定・支払変動	50,000	50,000	1,396	1,396
	合計	50,000	50,000	1,396	1,396

(注) <略>

(セグメント情報)

【所在地別セグメント情報】

(訂正前)

前連結会計年度(自平成15年10月1日 至平成16年9月30日)及び当連結会計年度(自平成16年10月1日 至平成17年9月30日)において本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため該当ありません。

(訂正後)

前連結会計年度(自平成15年10月1日 至平成16年9月30日)において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため該当ありません。

当連結会計年度(自平成16年10月1日 至平成17年9月30日)において、本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

(訂正前)

	前連結会計年度 (自 平成15年10月1日 至 平成16年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)
	(前略)	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	平成15年12月18日定時株主総会に基づく新株予約権(新株予約権の数3,400個) 平成15年12月18日定時株主総会に基づく新株予約権(新株予約権の数530個)

(訂正後)

項目	前連結会計年度 (自 平成15年10月1日 至 平成16年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)
	(前略)	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	平成13年6月27日臨時株主総会に基づく新株引受権(株式の数207株) 平成15年12月18日定時株主総会に基づく新株予約権(新株予約権の数3,400個) 平成15年12月18日定時株主総会に基づく新株予約権(新株予約権の数1,590個)

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

重要な会計方針

(訂正前)

項目	前事業年度 (自 平成15年10月1日 至 平成16年9月30日)	当事業年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)
3. 固定資産の減価償却の方法	<p style="text-align: center;">(前 略)</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3～50年 工具、器具及び備品 4～8年</p> <p>(2) 無形固定資産 市場販売目的のソフトウェア 見込販売数量に基づく償却額と3年を限度とする残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法によっております。</p> <p>自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 8～50年 工具、器具及び備品 4～8年</p> <p>(2) 無形固定資産 市場販売目的のソフトウェア 同左</p> <p>自社利用のソフトウェア 同左</p>
7. リース取引の処理方法	<p style="text-align: center;">(中 略)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 税抜方式によっております。	消費税等の処理方法 同左

(訂正後)

項目	前事業年度 (自 平成15年10月1日 至 平成16年9月30日)	当事業年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)								
3. 固定資産の減価償却の方法	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物</td> <td>3～50年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>4～8年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>市場販売目的のソフトウェア 見込販売数量に基づく償却額と3年を限度とする残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法によっております。</p> <p>自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	3～50年	工具、器具及び備品	4～8年	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物</td> <td>8～50年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>4～8年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 <u>商標権</u> <u>10年の定額法によっております。</u> 市場販売目的のソフトウェア 同左</p> <p>自社利用のソフトウェア 同左</p>	建物	8～50年	工具、器具及び備品	4～8年
建物	3～50年									
工具、器具及び備品	4～8年									
建物	8～50年									
工具、器具及び備品	4～8年									
7. リース取引の処理方法	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p style="text-align: center;">同左</p>								
8. 重要なヘッジ会計の方法	<p style="text-align: center;">-</p>	<p>(1) <u>ヘッジ会計の方法</u> <u>金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。</u></p> <p>(2) <u>ヘッジ手段とヘッジ対象</u> <u>(ヘッジ手段)</u> <u>金利スワップ</u> <u>(ヘッジ対象)</u> <u>借入金の利息</u></p> <p>(3) <u>ヘッジ方針</u> <u>当社は、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。</u></p> <p>(4) <u>ヘッジ有効性評価の方法</u> <u>金利スワップの特例処理を満たしているため、有効性の評価を省略しております。</u></p>								
9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の処理方法 税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の処理方法 同左</p>								

注記事項

(リース取引関係)

(訂正前)

前事業年度 (自 平成15年10月1日 至 平成16年9月30日)				当事業年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額			
	取得価額相 当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高相 当額 (千円)		取得価額相 当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高相 当額 (千円)
工具、器具及 び備品	29,501	6,992	22,508	工具、器具及 び備品	53,083	7,541	45,541
合計	29,501	6,992	22,508	合計	53,083	7,541	45,541
2. 未経過リース料期末残高相当額				2. 未経過リース料期末残高相当額			
1年内			5,506千円	1年内			10,505千円
1年超			17,338千円	1年超			37,351千円
合計			22,844千円	合計			47,856千円
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額				3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額			
支払リース料			3,767千円	支払リース料			4,526千円
減価償却費相当額			3,696千円	減価償却費相当額			4,714千円
支払利息相当額			285千円	支払利息相当額			291千円
(後略)				(後略)			

(訂正後)

前事業年度 (自 平成15年10月1日 至 平成16年9月30日)				当事業年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額			
	取得価額相 当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高相 当額 (千円)		取得価額相 当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高相 当額 (千円)
工具、器具及 び備品	29,501	6,992	22,508	工具、器具及 び備品	28,474	5,914	22,560
合計	29,501	6,992	22,508	ソフトウェア	24,608	1,627	22,980
				合計	53,083	7,541	45,541
2. 未経過リース料期末残高相当額				2. 未経過リース料期末残高相当額			
1年内			5,506千円	1年内			9,962千円
1年超			17,338千円	1年超			36,440千円
合計			22,844千円	合計			46,403千円
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額				3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額			
支払リース料			3,767千円	支払リース料			4,526千円
減価償却費相当額			3,696千円	減価償却費相当額			4,714千円
支払利息相当額			285千円	支払利息相当額			291千円
(後略)				(後略)			

(1株当たり情報)

(訂正前)

	前事業年度 (自 平成15年10月1日 至 平成16年9月30日)	当事業年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)
	(中 略)	
普通株式増加数 (株) (うち新株予約権)	2,406 (2,406)	183 (183)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	平成16年2月9日発行新株予約権 (新株予約権の数10,200株)、平成 16年4月16日発行新株予約権(新株 予約権の数1,590株)

(訂正後)

	前事業年度 (自 平成15年10月1日 至 平成16年9月30日)	当事業年度 (自 平成16年10月1日 至 平成17年9月30日)
	(中 略)	
普通株式増加数 (株) (うち新株予約権)	2,406 (2,406)	- (-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	平成13年6月27日臨時株主総会に基 づく新株引受権(株式の数207株) 平成15年12月18日定時株主総会に基 づく新株予約権(新株予約権の数 3,400個) 平成15年12月18日定時株主総会に基 づく新株予約権(新株予約権の数 1,590個)

(訂正前)

独立監査人の監査報告書

平成17年12月20日

オックス情報株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小田 哲生 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅野 俊治 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオックス情報株式会社の平成16年10月1日から平成17年9月30日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オックス情報株式会社の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に以下の事項が記載されている

- (1) 会社は、平成17年10月31日に株式会社エスピーエルの株式を追加取得し、100%子会社としている。
- (2) 会社は、平成17年11月1日をもって、簡易新設分割を行い、オックス情報販売株式会社を設立している。
- (3) 会社は、平成17年11月11日開催の取締役会において、平成18年2月1日をもってオックス情報株式会社をオックスホールディングス株式会社へ商号変更し、純粋持株会社体制へ移行する方針を決議している。
- (4) 会社は、平成17年10月9日をもって、北京中貿奧斯軟件有限公司を設立している。
- (5) 会社は、平成17年11月16日開催の取締役会において、オックス情報開発株式会社の設立を決議し、平成17年11月21日をもって設立している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(訂正後)

独立監査人の監査報告書

平成17年12月20日

オックス情報株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小田 哲生 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅野 俊治 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオックス情報株式会社の平成16年10月1日から平成17年9月30日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、損失処理計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オックス情報株式会社の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に以下の事項が記載されている

- (1) 会社は、平成17年10月31日に株式会社エスピーエルの株式を追加取得し、100%子会社としている。
- (2) 会社は、平成17年11月1日をもって、簡易新設分割を行い、オックス情報販売株式会社を設立している。
- (3) 会社は、平成17年11月11日開催の取締役会において、平成18年2月1日をもってオックス情報株式会社をオックスホールディングス株式会社へ商号変更し、純粋持株会社体制へ移行する方針を決議している。
- (4) 会社は、平成17年10月9日をもって、北京中貿奧斯軟件有限公司を設立している。
- (5) 会社は、平成17年11月16日開催の取締役会において、オックス情報開発株式会社の設立を決議し、平成17年11月21日をもって設立している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。